

証券コード 5210
平成30年6月5日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
代表取締役 山村幸治
社長執行役員

第89期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社 関西本社会議室（3階） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第89期（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算
書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計
算書類監査結果報告の件
2. 第89期（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は環境に配慮して軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
 2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
 3. 連結計算書類の「連結注記表」
 4. 計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamamura.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費も持ち直しており、緩やかな回復が続きました。しかしながら、中国を始めとする新興国の景気の先行きや政策に関する不確実性による影響等があり、先行きは依然不透明な状況が続いております。

このような中、山村グループでは当連結会計年度より3カ年の新中期経営計画をスタートさせました。「世界のYAMAMURAへ一心と技術を伝えたい」というビジョンを継承し、この3カ年で集大成とすべく、「グループ総合力の深化」と「研究開発の推進」という全体戦略、「パッケージング事業の収益力強化」と「ニューガラス事業の拡大」という事業戦略の下、グループ一体となってさらなる業績向上に取り組んでおります。

こうした環境の下、セグメント売上高は、ガラスびん関連事業、プラスチック容器関連事業、物流関連事業、ニューガラス関連事業すべてで増収となったため、当連結会計年度の連結売上高は70,360百万円（前期比2.3%増）と増収となりました。

利益につきましては、連結営業利益は1,284百万円（前期比10.4%減）と減益となりました。持分法による投資利益は1,293百万円（前期比13.7%増）と増益となり、連結経常利益は2,168百万円（前期比15.3%増）と増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に投資有価証券売却益を計上し、特別損失にのれん償却額や支払補償金を計上した結果、130百万円（前期比90.8%減）と減益となりました。

事業セグメント別の業績は以下のとおりです。

① ガラスびん関連事業

ガラスびん関連事業のセグメント売上高は、国内ガラスびん業界全体の出荷量減少の影響はありましたが、秦皇島方圓包装玻璃有限公司（Y a m a m u r a G l a s s Q i n h u a n g d a o 以下、「Y G Q」という。）のガラスびん販売や当社エンジニアリングカンパニーで海外向け売上が増加したことにより49,282百万円（前期比1.3%増）と増収となりました。また、国内燃料価格の上昇や販売の品種構成による利益率低下等はありませんでしたが、増収による増益効果や当社ガラスびんカンパニーの修繕費等の費用減、Y G Qに係るのれんを第2四半期に特別損失として一括償却したことによる一般管理費減等により、セグメント利益は305百万円（前期比14.0%増）と増益となりました。

② プラスチック容器関連事業

プラスチック容器関連事業では、当社プラスチックカンパニーにおいて、飲料用キャップ市場の堅調な推移に伴い出荷が増加したため、セグメント売上高は5,999百万円（前期比2.4%増）と増収となりました。出荷増およびそれに伴う生産増の効果等があり、セグメント利益は、511百万円（前期比3.2%増）と増益となりました。

③ 物流関連事業

物流関連事業では、新規事業の立ち上げ等により、セグメント売上高は10,407百万円（前期比8.1%増）と増収となりました。人材確保のための労務費増等はありませんでしたが、不採算営業所の閉所や取引条件の改定、作業効率の改善や配送コスト削減による損益改善により、セグメント利益は116百万円（前期比67.6%増）と増益となりました。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス関連事業では、山村フォトニクス株式会社の主力製品である光通信用キャップ部品の出荷は減少しましたが、当社ニューガラスカンパニーの太陽電池用ガラス、電子部品用ガラス、自動車部品用ガラスの出荷が堅調に推移したためセグメント売上高は4,669百万円（前期比0.6%増）と増収となりました。セグメント利益は、製造経費の削減や当社ニューガラスカンパニーの増収による増益効果により、402百万円（前期比50.4%増）と増益となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループの中期経営計画3ヵ年では、「世界のYAMAMURAへー心と技術を伝えたいー」のビジョンの下、『全体戦略』と『事業戦略』として、下記の4つの経営方針を推進してまいります。

1) 全体戦略

- ①グループ総合力の深化
- ②研究開発の推進

2) 事業戦略

- ①パッケージング事業の収益力強化
- ②ニューガラス事業の拡大

上記の経営方針に基づき、次のとおり課題達成に向けて努力してまいります。

① ガラスびん関連事業

国内ガラスびんの需要は、昨今の調味料びんを中心とした急激な他素材化への転換と併せて、長期的には少子高齢化が進むことにより、需要の減少は避けられない状況にあります。また短期的には包装資材費、人件費、物流費等の諸費用が高騰しており、事業環境の悪化が懸念されます。さらに原油価格や為替の動向は今後の見通しが難しく、値動きが激しい展開も予想されます。また、品質確保や安定供給のために実施するガラス溶解窯の更新により減価償却費の増加が見込まれています。このような状況において、山村グループの主力事業としてグループ内の連携を強化しながら収益力強化に取り組んでまいります。収益力強化としては、販売価格の見直しやマーケティング戦略強化による販売促進、購買方法の再検討等による製造変動費の削減、適地生産化や在庫適正化の推進等による物流費削減等に取り組んでまいります。開発分野に関しましては、近い将来の人材不足を見据えた省人化技術や多品種少ロットへの対応、高付加価値品技術等に取り組んでまいります。

Y G Qにおきましては、グループ内で相互に連携をしながら、海外営業体制の強化、品質および生産性の向上を進めてまいります。また、中国国内における環境規制に関する対応や、さらなる製造コスト削減を図り、損益改善に取り組んでまいります。

② プラスチック容器関連事業

国内のキャップ事業では、市場の成長にあわせた生産能力の増強や多品種生産に対応できるようフレキシブルな生産体制を構築してまいります。原料および各種資材の価格高騰による製造コストの上昇が予想されますが、様々な取り組みにより、コストを吸収し、また環境変化に対応できる体制を構築してまいります。お客様の要望にお応えするためにキャップのラインナップを拡充させるべく、新製品開発のスピードアップを図ってまいります。海外においては、中国およびインドネシアの子会社間で相互に連携をしながら、アジア全域への販売強化を目指してまいります。

③ 物流関連事業

物流事業では、請負作業中心の事業からの脱却を目指し、お客様との直接取引の拡大や物流機能全般を一括して請け負う3PL（サード・パーティー・ロジスティクス）の推進により事業領域の拡大に取り組んでまいります。また、従来に増して作業効率の改善やコスト削減、不採算部署の収益改善に取り組み、適正な利益確保に努めてまいります。

④ ニューガラス関連事業

ニューガラス事業では、山村フォトニクス株式会社の主力製品であるキャップ部品の既存取引先のシェア維持や生産性の改善、ガラスセラミックス製品の生産効率改善および増産体制の確立に努めてまいります。

当社ニューガラスカンパニーでは、引き続きエネルギー関連、情報通信関連および自動車関連の分野に注力し、売上拡大を目指してまいります。また、新分野の研究開発の継続やコア技術の開発強化により、事業領域の拡大を目指してまいります。光学分野においては、台湾の中國砂輪企業股份有限公司との合弁事業を早期に軌道に乗せ、山村フォトニクス株式会社との相乗効果を創出しながら高付加価値レンズキャップの開発・販売等に取り組んでまいります。

・海外事業におきましては、経済成長著しいアジア地域の包装容器関連市場において、当社の関係会社や提携先を通じ業容の拡大を進めてまいります。

・研究開発センターにおきましては、葉菜類等の栽培について、販売拡大を目指すため、生産効率の向上等の各種技術開発を推進しております。また、機能性野菜や高付加価値野菜等の独自ブランドとしての販売も新たに開始し、新規市場の開拓に取り組んでまいります。

また、新規技術開発として当社固有技術を深化させた開発を推進し、新たな収益源となるような事業を早期に立ち上げできるように取り組んでまいります。

山村グループは全社をあげて課題に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金3,000百万円をシンジケートローンにより調達いたしました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4,417百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当 社	播 磨 工 場	ガラスびん生産設備更新等
秦皇島方圓包装玻璃有限公司		ガラスびん生産設備新設および更新等

(5) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 86 期 (平成27年3月期)	第 87 期 (平成28年3月期)	第 88 期 (平成29年3月期)	第 89 期 (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	70,161	70,456	68,772	70,360
営 業 損 益 (百万円)	△850	1,246	1,433	1,284
経 常 損 益 (百万円)	△209	2,113	1,880	2,168
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益 (百万円)	5,419	1,139	1,416	130
1株当たり当期純損益 (円)	51.62	10.85	13.50	1.24
総 資 産 (百万円)	107,476	107,312	107,613	106,679
純 資 産 (百万円)	61,242	59,946	58,403	57,629

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
山村倉庫株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
山村ロジスティクス株式会社	20	100.0	倉庫業・運送業
星 硝 株 式 会 社	18	93.3	ガラスびん、日用品の仕入・販売
山村フォトニクス株式会社	50	100.0	電気・電子機器用ガラス部品の製造・販売
株式会社山村製壘所	50	100.0	ガラスびんの製造・販売
秦皇島方圓包装玻璃有限公司	1,672	100.0	ガラスびんの製造・販売
展誠(蘇州)塑料製品有限公司	836	100.0	プラスチックキャップの製造・販売
山村ウタマ・インドプラス	209	99.9	プラスチックキャップの製造・販売

(7) 主要な事業内容

事 業 内 容	主 要 製 品 等
ガラスびん関連事業	ガラスびん、製びん機、搬送装置等
プラスチック容器関連事業	プラスチック容器
物 流 関 連 事 業	輸送・保管、構内作業
ニューガラス関連事業	エレクトロニクス用ガラス、ガラス部品

(8) 主要な営業所および工場

当 社	関 西 本 社	兵庫県尼崎市西向島町15番 1		
	東 京 本 社	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号		
	営 業 所	東 部 営 業 部	(東京都新宿区)	
		西 部 営 業 部	(尼崎市)	
		西日本営業所	(福岡市)	
	工 場	ガラスびん	東京工場 (相模原市)	
			埼玉工場 (熊谷市)	
			播磨工場 (兵庫県加古郡)	
		プラスチック容器	関西プラント (兵庫県加古郡)	
			宇都宮プラント (宇都宮市)	
ニューガラス		鳴尾浜プラント (西宮市)		
エンジニアリング		尼崎プラント (尼崎市)		
子会社	山村倉庫株式会社	本 社	(尼崎市)	
	山村ロジスティクス株式会社	本 社	(尼崎市)	
	星硝株式会社	本 社	(東京都港区)	
	山村フォトリクス株式会社	本 社 ・ 工 場	(横浜市)	
	株式会社山村製壺所	本 社 ・ 工 場	(西宮市)	
	秦皇島方圓包装玻璃有限公司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)	
	展誠(蘇州)塑料製品有限公司	本 社 ・ 工 場	(中華人民共和国)	
	山村ウタマ・インドプラス	本 社 ・ 工 場	(インドネシア)	

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比
ガラスびん関連事業	1,543名	8名減
プラスチック容器関連事業	111	1名減
物流関連事業	676	8名増
ニューガラス関連事業	182	2名減
全社（共通）	82	8名増
合計	2,594	5名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
832名	7名増	42.3歳	20.0年

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	5,213
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,900

- (注) 1. 上記のほか、シンジケートローン（借入先：株式会社三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、兵庫県信用農業協同組合連合会）による借入金が13,990百万円あります。
2. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 111,452,494株 (前期末比 増減なし)
 (3) 当事業年度末の株主数 8,708名 (前期末比 42名増)
 (4) 上位10名の株主

当事業年度末の株主名簿に基づく大株主（上位10名）は、次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10,216 ^{千株}	9.73 [%]
日本山村硝子取引先持株会	4,467	4.26
株式会社三井住友銀行	4,252	4.05
旭硝子株式会社	3,836	3.66
クリアストリームバンキングエスエー	3,250	3.10
山村幸治	3,049	2.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,962	2.82
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,944	2.81
日本生命保険相互会社	2,842	2.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,828	2.69

- (注) 1. 当社は、平成30年3月31日現在、自己株式6,506千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数には、信託業務に係る持株数が含まれております。
 4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	山村幸治	社長執行役員
常務取締役	上高雄樹	常務執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在 (同社取締役副社長)
取 締 役	小林史吉	常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センターおよびニューガラスカンパニー管掌
取 締 役	明神裕	執行役員 ガラスびんカンパニー社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	谷上嘉規	
取 締 役 (監査等委員)	井上善雄	株式会社巴川製紙所 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	高坂佳郁子	色川法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役 (監査等委員)	泉 豊 祿	ハクスイテック株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 当社は、平成29年6月28日開催の第88期定時株主総会決議により、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役(監査等委員)井上善雄氏、取締役(監査等委員)高坂佳郁子氏、取締役(監査等委員)泉豊祿氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)井上善雄氏の兼職先である株式会社巴川製紙所と当社との間に、特別な関係はありません。
4. 取締役(監査等委員)高坂佳郁子氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。
5. 取締役(監査等委員)泉豊祿氏の兼職先であるハクスイテック株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、谷上嘉規氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 平成29年6月28日開催の第88期定時株主総会において、新たに小林史吉氏および明神裕氏が取締役に、泉豊祿氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。

8. 平成29年6月28日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、取締役谷上嘉規氏、取締役井上善雄氏は任期満了となり、同総会において取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
9. 平成29年6月28日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、監査役鳥居豊彦氏、監査役齋藤好江氏は退任いたしました。また、監査役高坂佳郁子氏は、同総会において取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
10. 平成30年3月31日現在、当社は、取締役（監査等委員）井上善雄氏、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊禄氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 名	支 給 額 百万円	備 考
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	6 (1)	93 (1)	株主総会決議による報酬限度額は、監査等委員会設置会社移行前が月額12百万円（うち社外取締役分1百万円）、移行後が月額12百万円であります。
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	4 (3)	20 (10)	株主総会決議による報酬限度額は、月額3百万円であります。
監 査 役 （うち、社外監査役）	3 (2)	5 (2)	株主総会決議による報酬限度額は、月額3百万円であります。
合 計 （うち、社外役員）	13 (6)	119 (14)	

- (注) 1. 上記には、監査等委員会設置会社移行前の取締役2名（うち社外取締役1名）および監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお当社は、平成29年6月28日開催の第88期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）を10百万円支給しております。

（3）取締役の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬については、「取締役報酬規則」により算定方法を定めております。基本報酬月額については、株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬総額の限度内において、取締役の役員等に応じた基準に基づき決定しております。取締役賞与については、業績に対応した基準により算定し、株主総会の決議を経て決定された賞与総額を基本報酬月額に応じて配分することとしております。「取締役報酬規則」の制定・改廃は取締役会の決議によることとしております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(4) 社外役員の主な活動状況

当事業年度におきましては、平成29年6月28日の監査等委員会設置会社移行前を含め合計13回の取締役会を開催いたしました。また、監査等委員会を10回、監査役会を4回開催いたしました。

取締役（監査等委員）井上善雄氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中12回（監査等委員会設置会社移行前の取締役としての出席を含む）出席、および監査等委員会10回のすべてに出席しており、独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、幅広く議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回（監査等委員会設置会社移行前の監査役としての出席を含む）、監査等委員会10回、および監査役会4回のすべてに出席しており、審議事項について、弁護士立場から専門家としての幅広い知見と豊富な経験に基づいた発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）泉豊祿氏は、平成29年6月28日就任以降に開催された取締役会10回、および監査等委員会10回のすべてに出席しており、独立した立場から、企業経営者としての豊富な経験に基づき、幅広く議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が取締役（監査等委員）谷上嘉規氏、取締役（監査等委員）井上善雄氏、取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏、取締役（監査等委員）泉豊祿氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結以降、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社法第423条第1項の責任を負うこととなったときは、同法第425条第1項において定義されている最低責任限度額をもって、当該損害賠償責任の限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	63百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の事由に該当し、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合において、監査等委員による協議の結果、解任を相当と判断したときは、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会が、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認めるとき、または会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決議に基づき、当該案件を株主総会に提出いたします。

(備考) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,399	流 動 負 債	22,659
現金及び預金	13,610	支払手形及び買掛金	9,220
受取手形及び売掛金	20,136	短期借入金	6,858
商品及び製品	6,997	1年内償還予定の社債	100
仕掛品	435	未払金	3,271
原材料及び貯蔵品	2,859	未払法人税等	411
前払費用	153	未払消費税等	202
繰延税金資産	298	未払費用	786
その他	995	賞与引当金	600
貸倒引当金	△87	役員賞与引当金	15
固 定 資 産	61,279	その他の他	1,192
有形固定資産	32,708	固 定 負 債	26,390
建物及び構築物	8,497	社 債	1,600
機械装置及び運搬具	12,254	長期借入金	18,134
工具、器具及び備品	766	リース債務	1,298
土地	10,333	環境対策引当金	33
建設仮勘定	857	退職給付に係る負債	3,158
無形固定資産	1,712	繰延税金負債	1,469
その他	1,712	その他の他	695
投 資 其 他 の 資 産	26,858	負 債 合 計	49,049
投資有価証券	4,744	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	20,566	株 主 資 本	57,672
関係会社出資金	20	資 本 金	14,074
長期貸付金	3	資 本 剰 余 金	16,697
長期前払費用	79	利 益 剰 余 金	28,134
退職給付に係る資産	949	自 己 株 式	△1,234
繰延税金資産	97	その他の包括利益累計額	△105
その他	423	その他有価証券評価差額金	1,870
貸倒引当金	△25	繰延ヘッジ損益	13
資 産 合 計	106,679	為替換算調整勘定	△1,214
		退職給付に係る調整累計額	△775
		非 支 配 株 主 持 分	63
		非 支 配 株 主 持 分	63
		純 資 産 合 計	57,629
		負 債 純 資 産 合 計	106,679

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高 価	70,360
売 上 原 価	56,959
売 上 総 利 益	13,400
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,115
営 業 利 益	1,284
営 業 外 収 益	1,946
受 取 利 息	8
受 取 配 当 金	77
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,293
そ の 他	567
営 業 外 費 用	1,062
支 払 利 息	463
租 税 公 課	133
そ の 他	464
経 常 利 益	2,168
特 別 利 益	433
固 定 資 産 売 却 益	13
投 資 有 価 証 券 売 却 益	420
特 別 損 失	1,980
固 定 資 産 売 却 損	1
固 定 資 産 廃 棄 損	100
関 係 会 社 株 式 評 価 損	40
減 損 損 失	92
の れ ん 償 却 額	1,465
支 払 補 償 金	278
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	622
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	729
法 人 税 等 調 整 額	△252
当 期 純 利 益	145
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	130

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日期首残高	14,074	16,697	28,528	△1,232	58,068
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△524		△524
親会社株主に帰属する 当期純利益			130		130
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△394	△1	△396
平成30年3月31日期末残高	14,074	16,697	28,134	△1,234	57,672

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替 調整 換算 勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
平成29年4月1日期首残高	1,794	△75	△709	△732	276	58	58,403
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△524
親会社株主に帰属する 当期純利益							130
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	76	88	△505	△42	△382	4	△377
連結会計年度中の変動額合計	76	88	△505	△42	△382	4	△773
平成30年3月31日期末残高	1,870	13	△1,214	△775	△105	63	57,629

(備考) 当連結計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,100	流動負債	16,018
現金及び預金	9,408	支払手形	41
受取手形	1,448	買掛金	5,374
電子記録債権	2,455	短期借入金	3,550
売掛金	12,018	1年内返済予定の長期借入金	3,160
商品及び製品	5,422	1年内償還予定の社債	100
仕掛品	248	リース債務	223
原材料及び貯蔵品	1,459	未払金	295
前払費用	34	未払法人税等	145
繰延税金資産	200	未払事業所税	65
短期貸付金	3,551	未払消費税等	86
未収入金	545	未払費用	270
その他	311	前受金	3
貸倒引当金	△5	預り金	31
固定資産	51,203	賞与引当金	472
有形固定資産	24,485	設備関係未払金	2,165
建物	5,341	その他	31
構築物	361	固定負債	22,395
機械及び装置	7,673	社債	1,600
車両運搬具	1	長期借入金	16,940
工具、器具及び備品	424	リース債務	479
土地	10,306	退職給付引当金	2,101
建設仮勘定	375	環境対策引当金	27
無形固定資産	257	繰延税金負債	855
ソフトウェア	230	その他	391
その他	27	負債合計	38,414
投資その他の資産	26,460	(純資産の部)	
投資有価証券	4,580	株主資本	48,012
関係会社株式	19,598	資本金	14,074
関係会社出資金	856	資本剰余金	17,300
従業員に対する長期貸付金	3	資本準備金	17,300
関係会社長期貸付金	484	その他資本剰余金	0
長期前払費用	56	利益剰余金	17,870
前払年金費用	758	利益準備金	1,551
その他	136	その他利益剰余金	16,319
貸倒引当金	△14	固定資産圧縮積立金	1,984
資産合計	88,303	別途積立金	11,000
		繰越利益剰余金	3,335
		自己株式	△1,234
		評価・換算差額等	1,876
		その他有価証券評価差額金	1,863
		繰延ヘッジ損益	13
		純資産合計	49,888
		負債純資産合計	88,303

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,223
売 上 原 価		33,787
売 上 総 利 益		10,435
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,292
営 業 利 益		1,143
営 業 外 収 益		1,458
受 取 利 息	43	
受 取 配 当 金	896	
そ の 他	517	
営 業 外 費 用		798
支 払 利 息	254	
そ の 他	543	
経 常 利 益		1,803
特 別 利 益		4
固 定 資 産 売 却 益	4	
特 別 損 失		5,101
固 定 資 産 廃 棄 損	84	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,798	
支 払 補 償 金	218	
税 引 前 当 期 純 損 失		3,293
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		365
法 人 税 等 調 整 額		△105
当 期 純 損 失		3,552

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益 剰余金			
		資本 準備金	その 他資本 剰余金	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成29年4月1日 期首残高	14,074	17,300	0	1,551	2,269	11,000	7,127	△1,232	52,091	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△285		285		—	
剰余金の配当							△524		△524	
当期純損失(△)							△3,552		△3,552	
自己株式の取得								△1	△1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△285	—	△3,792	△1	△4,079	
平成30年3月31日 期末残高	14,074	17,300	0	1,551	1,984	11,000	3,335	△1,234	48,012	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成29年4月1日 期首残高	1,595	△75	1,520		53,611
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当					△524
当期純損失(△)					△3,552
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	267	88	356		356
事業年度中の変動額合計	267	88	356		△3,722
平成30年3月31日 期末残高	1,863	13	1,876		49,888

(備考) 当計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅田佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田佳典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本山村硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

日本山村硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本山村硝子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

日本山村硝子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 谷上嘉規 ㊟

監査等委員 井上善雄 ㊟

監査等委員 高坂佳郁子 ㊟

監査等委員 泉 豊禄 ㊟

(注) 監査等委員井上善雄及び監査等委員高坂佳郁子及び監査等委員泉豊禄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第89期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、262,364,120円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社普通株式について10株を1株にする株式併合を実施いたしたいと存じます。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000株

5. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決されますと、会社法第182条第2項および第195条第1項の規定に従い、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>30,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

4名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関して、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任である旨判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やまむら こうじ 山村 幸治 (昭和37年9月25日)	平成3年6月 山村硝子株式会社（現日本山村硝子株式会社）入社 管理本部管理部長 平成6年6月 同社取締役 管理本部副本部長 平成9年7月 同社取締役 管理本部長 平成10年5月 同社常務取締役 管理本部長 平成12年2月 同社常務取締役 プラスチック事業本部長 平成14年4月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 最高執行責任者 平成17年6月 同社代表取締役社長 最高経営責任者兼最高執行責任者 平成24年12月 加藤産業株式会社社外監査役（現任）	3,049,000株
	再任	平成29年6月 日本山村硝子株式会社代表取締役社長執行役員（現任）	

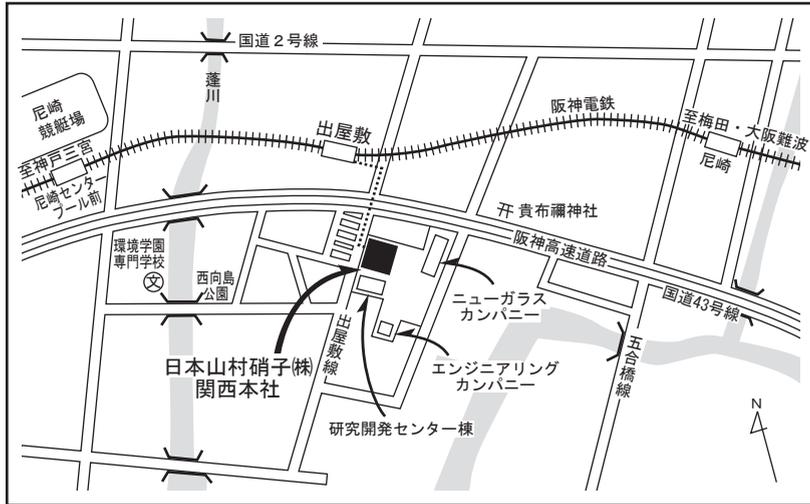
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	うえたか ゆうき 上 高 雄 樹 (昭和30年10月2日)	昭和61年7月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成12年9月 同社ガラスびん営業本部マーケティング部長 平成13年4月 同社ガラスびんカンパニー西部営業本部西部営業部長 平成17年4月 同社執行役員 ガラスびんカンパニー西部営業部長 平成19年2月 同社執行役員 プラスチックカンパニー社長 平成20年6月 同社取締役 プラスチックカンパニー社長 平成26年3月 同社取締役 サンミゲル山村パッケージング社駐在(同社取締役副社長)	150,000株
	再任	平成29年6月 同社常務取締役 常務執行役員 サンミゲル山村パッケージング社駐在(同社取締役副社長)(現任)	
3	こばやし ふみよし 小 林 史 吉 (昭和35年8月5日)	昭和59年4月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社)入社 平成22年4月 同社ガラスびんカンパニー営業本部西部営業部副部長 平成23年5月 株式会社山村製罐所代表取締役社長 平成26年1月 日本山村硝子株式会社プラスチックカンパニー社長 平成26年4月 同社執行役員 プラスチックカンパニー社長 平成29年6月 同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌、プラスチックカンパニー社長 平成30年1月 同社取締役 常務執行役員 環境室、コーポレート本部、研究開発センター、ニューガラスカンパニー管掌(現任)	48,521株
	再任		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	みょうじん ゆたか 明 神 裕 (昭和36年11月15日)	昭和59年4月 山村硝子株式会社(現日本山村硝子株式会社) 入社 平成20年4月 同社ガラスびんカンパニー生産本部播磨工場長 平成23年1月 同社ガラスびんカンパニー生産本部大阪工場長 平成24年4月 同社ガラスびんカンパニー生産本部東京工場長 平成25年1月 同社ガラスびんカンパニー生産本部長 平成26年4月 同社執行役員 ガラスびんカンパニー生産本部長	41,608 株
	再任	平成26年12月 同社執行役員 ガラスびんカンパニー社長 平成29年6月 同社取締役 執行役員 ガラスびんカンパニー社長(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各氏を取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 山村幸治氏につきましては、経営者として豊富な経験と実績を有し、当社の代表取締役および社長執行役員としてリーダーシップを発揮しております。また、財務・経理部門の要職歴任により、当該分野にも精通するなど当社のトップとして相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
 - (2) 上高雄樹氏につきましては、ガラスびん営業部門(含：マーケティング部門)、プラスチック事業部門、海外事業分野での豊富で幅広い経験と実績を有しており、当社常務取締役と相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
 - (3) 小林史吉氏につきましては、ガラスびん事業部門(営業部門、山村製壺所)、プラスチック事業全般といった、パッケージ事業分野での豊富で幅広い経験と実績を有していることから、当社取締役と相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
 - (4) 明神裕氏につきましては、主力であるガラスびん事業の技術・生産部門における要職を歴任し、また、ガラスびん事業のトップとして豊富な経験と実績を有しており、当社取締役と相応しい見識と能力を有しているものと判断いたします。
- これら4氏の候補者を選任いただくことで、取締役会全体としての知識・経験・能力の多様性および事業規模に相応しい員数体制が確保できるものと考えます。また、取締役会を適正規模で機動的に運営することで、引き続き実効性向上に努めてまいる所存です。
3. 監査等委員会は、各業務執行取締役候補者と選任のための面談を行い、その資質や業務状況ならびに取締役会の監督機能の実効性および企業価値向上等の観点から検討を行い、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

以上

会場ご案内図



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

場 所 兵庫県尼崎市西向島町15番1

日本山村硝子株式会社 関西本社

電 話 06-4300-6000(代)

■阪神電鉄 出屋敷駅下車 徒歩5分

(東改札口を出て、
出屋敷線を南にお進みください)